

(1) 「第3期子ども・子育て支援事業計画」及び「こども計画」について

1 計画策定について

「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」と、こども大綱に基づきこどもまんなか社会を実現する基本的な方針を定める「こども計画」を包括的一体的に策定します。（計画の期間 令和7年度から令和11年度まで）

2 策定スケジュール

	R6.1月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
勝山市子ども・子育て支援審議会		第1回 現状と課題				第2～4回 計画案検討					第5回 計画承認	
市民等意見集約	アンケート			こどもや若者保護者会等の意見反映						パブリック コメント		
各関係課連絡会				現状及び課題分析、意見集約 計画案作成 (教育総務課・健康体育課・福祉課・未来創造課・ 商工文化課・社会福祉協議会)								
議会			スケジュール説明						計画案 説明			報告
教育委員会		諮問	スケジュール説明						計画案 説明		答申	決定

3 「第3期子ども・子育て支援事業計画」について

「第2期子ども・子育て支援事業計画」は近年の急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化など、家族及び地域を取り巻く環境が大きく変化する中、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、計画の基本理念として「育つよろこび 育てるしあわせ 豊かな自然に笑顔あふれるまち」を掲げています。

①質の高い教育・保育、子育て支援の充実

(事業例：保育園等における定員数の確保、障害児保育・延長保育の全園実施 など)

②安心して子どもを産み育てることができる環境の充実

(事業例：児童センター利用料無料、第3子奨励金の支給、保育料の軽減、5歳児健診の実施)

③社会全体で子どもの成長を見守る支援の充実

(事業例：ワークライフバランスの推進、子どもの交通安全を確保するための活動)

上記の3つの基本目標をたて、総合的に施策を推進しています。「第3期子ども・子育て支援事業計画」においても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込や確保の内容を定めていきます。

4 こども大綱 「こども計画」について

〈国のこどもに関する施策〉

令和5年4月 「こども家庭庁」が発足 「こども基本法」が施行

第9条 こども施策に関する大綱（こども大綱）

第10条 「こども計画」の作成が努力義務化

第11条 こどもや子育て当事者等の意見の反映や、意見が施策にフィードバックされる
こと等が求められている

こども大綱とは、子どもが生きやすい社会を実現するための施策を考える上で、大元となる方針を定めたものです。「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、以前よりあった、・少子化対策・子ども若者育成支援・こどもの貧困対策をまとめたものとなっています。全ての子どもが権利を保護されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目的としています。【参考1】

こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者の意見を反映し作成するものです。地域における課題やその他、こどもを取り巻く状況に応じて目標を設定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現、「こどもまんなか社会」の実現につなげます。

5 「第3期子ども・子育て支援事業計画」及び「こども計画」を包括的一体的とした計画の策定体制

市民アンケート調査（ニーズ調査）

各関係課との連絡会

勝山市子ども・子育て支援審議会の審議

パブリックコメントの実施

6 計画の位置づけ

勝山市総合計画を上位計画とし、その他の個別計画との整合性を図り、また、社会福祉法に基づき策定される「勝山市地域福祉計画」の一翼を担う計画でもあります。

各事業計画と地域福祉計画との関係

